

令和5年8月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和5年第9回）議事録

1. 開催日時 令和5年8月18日（金曜日）午後2時20分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（21名）

2番 小松 健	13番 佐藤 榮一
3番 齋藤 誠	14番 畑山 留美子
4番 庄司 和夫	15番 佐藤 喜勝
5番 佐々木 亨	16番 佐々木 剛
6番 伊藤 直子	17番 伊藤 剛
7番 菅原文 克	19番 大瀧 浪雄
8番 板垣 利明	20番 佐々木 純一
9番 三浦 幸夫	21番 小野 晃一
10番 吉尾 麻美	23番 真坂 和都
11番 巴 寛	24番 冨 樫 公一
12番 佐藤 源樹	

4. 欠席委員（3名）

1番 佐藤 崇
18番 加藤 三敏
22番 豊島 靖喜

5. 議事日程第1号 令和5年8月18日（金曜日） 午後2時20分 開会

- 第 1. 議事録署名委員指名
第 2. 会議書記任命
第 3. 会期決定
第 4. 議案第62号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
第 5. 議案第63号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
第 6. 議案第64号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件
第 7. 議案第65号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件
第 8. 議案第66号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件
第 9. 議案第67号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	佐藤 英樹	次 長	小松 幸月
農政班長	三保 敦	農地班長	二見 真之
主 査	佐々木 崇嗣	主 査	齋藤 身子
主任(矢島庶務班)	柴田 雄太郎	主事(岩城庶務班)	田口 健

主査(由利庶務班)	佐々木 千 鶴	班長(大内庶務班)	小 松 和 則
主事(東由利庶務班)	高 橋 琉 誠	主査(西目庶務班)	巴 留美子
主事(鳥海庶務班)	佐 藤 海 士		

8. 総会議長

富 樫 公 一

9. 議事録署名委員

3 番 齋 藤 誠

4 番 庄 司 和 夫

10. 会議の概要

○議長

これより令和5年8月1日公示招集されました、令和5年第9回総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、委員総数24名中21名であります。

1番・佐藤崇委員、18番・加藤三敏委員、22番・豊島靖喜委員より欠席の届け出があります。

出席委員は、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。
本日の提出案件は、議案第62号から議案第67号までの計6件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、3番齋藤誠委員、4番庄司和夫委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第62号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第62号について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第62号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第62号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第63号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第63号について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第63号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【4番・庄司和夫委員手を挙げる】

○議長

4番庄司和夫委員

○4番・庄司和夫委員

4番庄司です。由利地区の件でございますけれども、受け手の方がこちらに動くのだと思いますが、土地改良区に関わっている関係上、気になります。いろいろな水利費負担とかが出てくるわけですが、今度、所有するJstyleへ色々な請求等が移るのでしょうか、そのあたりを確認したいのですが。

○議長

事務局。

○事務局

例えば水利費については出し手と受け手との相対契約になるので、出し手と受け手の契約によって契約の一つ一つが決まります。通常経費の土地改良区の負担については耕作者または使

用者であったり、使用貸借によっては全部所有者が支払う場合もありますので、最終的にお互いがどう支払うかを定めることとなります。

○議長

庄司委員、よろしいでしょうか。

○4番・庄司和夫委員

そうしますと、そのあたりがまだ分からないということでもよろしいですね。今回名前が出ているごく一部の人ですけれど、よろしくお願ひしますとやってきたのですが、内容を本人もよく分かっていない状況でした。土地改良区の水利費は出し手が出すでしょうけれど、そのあたり、時間がかかるでしょうが、その後に分かったら判断し了解することでもいいですね。まだ今の段階では分からないということですが、この田んぼは作付けが終わった後で様々な問題が起こっております。いずれ土地改良区としては水利費をもらわなくてはいけないので、ここでは分からないけれど、時間はかかるけれど解決するというのであれば納得します。

○議長

事務局。

○事務局

賃料を含め、土地改良区費の負担はあくまで相対の場合は出し手、受け手で決まります。農業委員会の役割としては、農地法第52条の規定に基づいて目安となる農地の賃貸料情報の提供を行うことになっていきますので、あくまでも農地の出し手と受け手で話し合いをしたうえで契約をし、土地改良区費の負担をすることになります。

○4番・庄司和夫委員

分かりました。

【5番・佐々木亨委員手を挙げる】

○議長

5番佐々木亨委員

○5番・佐々木亨委員

5番佐々木です。由利のJ s t y l eが耕作されるほ場についてです。期間が一年ということ、面積、筆数ともかなりの面積になると思います。一年だけ耕作するというので、法律的には許可基準を満たしていると思いますが、この先について不安になります。本当に字面の通り一年やるのか、仮に一年でやめた場合、地主の人はまた困ってしまうことになると思うのですが、そのあたりについてお伺いしたいです。

○議長

ただいまの佐々木委員の質問に対して事務局説明をお願いします。

○事務局

中には来年度以降の耕作者が決まっているところもありますけれど、ほとんどの農地がこれから今後の耕作者を探していくという状況にあります。

○議長

佐々木亨委員よろしいでしょうか。

○5番・佐々木亨委員

現状としてはそういうことで了承しました。

○議長

他にございませんか。

【9番・三浦幸夫委員手を挙げる】

○議長

9番三浦幸夫委員

○9番・三浦幸夫委員

9番三浦です。利用権設定ということです。このJ s t y l eは土崎の会社で、農業資材の販売、物流などをやっているようで、本荘にも工場が建っているようです。これくらいの規模を引き受けるといことで、会社の規模として従業員がどれくらいいるのか、会社の規模的にどれくらいなのか、お聞きいたします。

○議長

ただいまの質問に対しまして、説明お願いいたします。

○事務局

従業員数についてはこちらでは把握しておりませんが、農業に従事する方は三名と聞いております。

○議長

三浦委員、どうでしょうか。

○9番・三浦幸夫委員

新規で農業に参入するということで心強く思っております。この会社が地域のために充分活躍してくれることを願います。

○議長

他にご質問ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第63号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第64号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第64号について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第64号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第64号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第65号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第65号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画、また申請地は第2種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当することなどから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第65号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、15番佐藤喜勝委員。

○15番・佐藤喜勝委員

(議案第65号について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第65号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第65号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第65号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案65号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第66号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第66号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画、また申請地は第1種農地であるが、不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することなどから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象であることから、秋田県農業会議の意見聴取する必要があり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可する旨を説明する。)

○議長

議案第66号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、3番齋藤誠委員。

○3番・齋藤誠委員

(議案第66号について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないこと、発電設備の下の農地において適切に営農されていることを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第66号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第66号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第66号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案66号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第67号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)の判断について

て」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第67号について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明、申請地は山間部に位置し、10年ほど前から農道が崩れ、車で向かうことができないことから耕作しておらず、雑木が繁茂している状況のため、農地への復元は困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第67号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、2番小松健委員

○2番・小松健委員

(議案第67号について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明。申請地は山間部に位置し、10年ほど前から農道が崩れ、車で向かうことができないことから耕作しておらず、雑木が繁茂している状況のため、農地への復元は困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第67号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第67号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後2時55分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 富 樫 公 一

議事録署名委員 齋 藤 誠

議事録署名委員 庄 司 和 夫